

# 物品売買契約書（案）

恩納村



物品購入契約書

1. 件 名：マイクロバス購入業務
  2. 品名、規格及び数量：別添「仕様書」のとおり
  3. 納 入 場 所：恩納村役場
  4. 納 入 期 限：令和9年3月31日
  5. 契 約 金 額：¥ 円
- うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額：¥ 円
6. 契約保証金

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所：沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地  
 発注者 商号：恩納村役場  
 氏名：恩納村長 長浜 善巳

住所：  
受注者 商号：  
氏名：



第 1 条 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知し、物品の持ち込みと同時に納品書を提出しなければならない。

2 物品の性質又は目的等によっては、発注者の承認を得て、分割して納入することができる。

3 納入のため持ち込んだ物品は、発注者の承認を得なければ引き取ることができない。

第 2 条 受注者は、発注者の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質、変形し又は、消耗破損したものは、すべて受注者の負担とする。

2 受注者は、発注者の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。受注者が立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第 3 条 受注者は、検査の結果、不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

2 前項の場合は、発注者は 1 回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができないときは、さらに届け出て検査を受けるものとする。

第 4 条 受注者は、納品物品の引き渡し後、1 年間は、その隠れた瑕疵について無償でこれを補償し、または取替える責任を負わなければならない。

第 5 条 受注者が、瑕疵の補修又は取替えに応じないとき、その他この契約から生じる義務を履行しないとき発注者は、受注者の責任でこれを執行することができる。このため受注者に損害を生ぜしめることがあっても、賠償の責任を負わないものとする。

第 6 条 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により、納期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 発注者は、第 1 項の願出が正当と認めたときは、これを承認し第 8 条の違約金を免除することができる。

第 7 条 契約金額は、検査の完了後、発注者は受注者の適法な支払請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

第 8 条 受注者が、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、延滞日数1日につき契約金の1,000分の3に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

第 9 条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、受注者が負担するものとする。

第10条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定しもしこれを発注者において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、発注者の相当認めるところによるものとする。

第11条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。

第12条 受注者は、この契約について契約事項に明示されていない事実でも、物品の供給上、当然必要なものは、発注者の指示に従い受注者の負担で施工するものとする。

第13条 受注者は、この契約条項のほか、恩納村契約規則（昭和49年9月13日規則第12号）を遵守するものとし、もし、疑義を生じたときは、発注者、受注者協議するものとする。

第14条 この契約書は、発注者がこの契約について恩納村議会の議決を得たときは、その議決の日をもって契約が成立するものとする。この場合、発注者は議決のあった旨を遅滞なく受注者に通知するものとする。